

公 示 日 : 2021 年 3 月 17 日

調達管理番号 : 20a01254

国 名 : ケニア

担 当 部 署 : 地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第二チーム

案 件 名 : ケニア国ランドスケープの回復と持続的森林管理を通じたコミュニティの気候変動レジリエンスの強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 5 月上旬から 2021 年 6 月中旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.60M/M、国内 0.50M/M、合計 1.10M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	18 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 4 月 7 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021 年 4 月 23 日 (金) までに個別通知提出されたプロポーザルを JICA で評価・

選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ケニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：首都ナイロビ以外への視察の可能性があり、その場合、「生後9か月以上のすべての渡航者に黄熱の予防接種が推奨」とされる地域に該当する可能性があります。また、2019年7月改訂の国別勧奨予防接種一覧において、ケニアでは、破傷風、A型肝炎、B型肝炎、狂犬病、ポリオ、腸チフス、髄膜炎の接種が推奨されていますが、最新の情報等をご確認ください。

6. 業務の背景

6-1. 背景

ケニア国は、347万 ha の森林を有し（国土面積の 6.9%）、国家の経済、環境及び社会福祉面で重要な役割を果たしている。また、森林は、ケニア国の長期経済計画である「Vision 2030」において、農業、観光、エネルギーといった一次産業を支える重要セクターのひとつとして位置づけられている。しかし、ケニア国では、人口増加や社会開発といった間接要因と、農業を含む土地利用変化や非持続的な利用、ガバナンスの不足といった直接要因により、毎年 5.4 万 ha の森林を失っており、この傾向は特に薪炭需要の高い乾燥・半乾燥地で顕著である。こ

の現状に対し、ケニア政府は、5地域の流域保全、積極的な植林や森林再生、森林減少・劣化の抑制を通じ、憲法で定められている森林率 10%や Vision 2030 の達成に向けた取組を進めている。さらに、国連気候変動枠組条約への批准国としての温室効果ガス（GHG）の排出削減の公約においては、森林由来の炭素蓄積の増加を手段の一つとしている。また、低炭素社会の構築に向けた取組において、森林セクターは、気候変動緩和及び適応の両面において大きな貢献が期待されるセクターと位置付けられている。これらの課題及び関連国家政策を踏まえ、ケニア政府は、2022 年までの樹木の被覆率（tree cover）を 10%にすることを目指しており、森林セクターの管理強化や、民間セクターの参画・投資の拡大といった新たな課題への対応、地方分権化に伴う森林管理の権限譲渡などを進めている。これらには、環境森林省（MoEF）、ケニア森林公社（KFS）及びケニア森林研究所（KEFRI）が一体的に取り組んでいるところであるが、気候変動や民間セクターとの連携など新たな課題への対応には、一層の資金、技術支援、ガバナンスの強化が必要とされている。

我が国は、ケニアの森林セクターに約 35 年間にわたり協力を続けてきているトップドナーである。1982 年にモイ大統領（当時）が「農村林業開発の戦略と焦点」を発表し、木質エネルギー不足対処のため、苗木年間 2 億本生産計画の大統領指令を発出したことを受け、日本政府は 1985 年に森林研究所建設の無償資金協力を実施して以来、これまで林業基盤整備や半乾燥地及びコミュニティレベルの林業促進、耐乾性林木育種、第三国研修といった協力を行ってきた。2016 年 6 月からは、森林率（forest cover）10%達成に資することを目的とした技術協力「持続的森林管理のための能力強化プロジェクト」を通じ、政策、技術普及、耐乾性林木育種、REDD+、地域協力（「サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-CD）」におけるアフリカの角地域の活動）を支援しており、2021 年 10 月に終了予定である。

これまでの我が国を含む国際社会の支援を受け、ケニアの当該分野の能力開発は大幅に強化されてきており、1990 年に約 8%であったケニアの森林率は、2000 年に 6%を切るまで減少したものの、2005 年 6.8%に増加に転じ、2010 年には約 7%まで回復するなど、大きな進展を見せた。しかしながら、人口増加や経済発展の影響も受け、2014 年には 6.1%と再度減少に転じており、また、東アフリカ地域においては今後 100 年間で平均気温が 3 度上昇するとの試算もあるなど、気候変動への対応も優先課題の一つとなっている。

これらの状況を踏まえ、異常気象による干ばつや砂漠化、「国が決定する気候変動への貢献（NDC）」で打ち出す 2030 年までの 30%の GHG 削減（143 MtCO₂eq）、レジリエンス強化への対応、民間セクターとの連携による林業と保全の促進などへの対応が喫緊の課題となっており、ケニア政府は日本政府に対

し、今次「持続的森林管理のための能力強化プロジェクト」の後継として本案件を要請した。

6-2. 要請内容

- (1) 相手国機関名：環境森林省、ケニア森林公社、ケニア森林研究所
- (2) 上位目標：憲法及び長期開発計画である Vision2030 に掲げている森林率 10%以上の達成の加速、生計向上、気候変動と生物多様性の保全への効果的な貢献。
- (3) 案件目標：ケニアの森林分野における気候変動の緩和と適応を推進する関連機関の能力が強化される。
- (4) 成果：
 - 1) 気候変動の緩和と適応に関連する政策を強化し、森林活動行動計画の実現を促進する。
 - 2) 気候変動の緩和と適応の促進に向けて、Melia Volkensii 及び Acacia Tortilis の普及に向けた調査を実施し、バリューチェーンを構築する。
 - 3) 民間企業による小・中規模植林（コマーシャルフォレストリー）の推進と、官民パートナーシップによる改良メリアの普及システムを構築する。
 - 4) ケニアの気候変動対策と地域協力を通じた砂漠化対処に貢献する。
- (5) 活動：
 - 1) 政策支援
 - ① 砂漠化と土壌劣化対応に向け、国と郡レベルにおける土地劣化中立性を達成するための方針／戦略の策定
 - ② 活動のスケールアップを目的とした緑の気候基金（GCF）の形成支援
 - ③ 全ての成果の調整
 - 2) 育種と普及
 - ① 次世代のメリア育種と研究成果の普及に向けた支援
 - ② 改良メリア種子の認証及びそれらの流通とマーケティングのためのモニタリングシステムの開発支援
 - ③ 民間セクターとの協力を含まる認証種子を用いた改良メリア苗のマーケティングと普及、生産増に向けたシステムの構築と技術的サポート
 - 3) 乾燥・半乾燥地における民間企業による小・中規模植林（コマーシャルフォレストリー）
 - ① 乾燥・半乾燥地におけるコマーシャルフォレストリーの普及に向けた行動計画と戦略の策定における利害関係者との協力

- ② 気候変動の影響を低減するための森林被覆率の増加に向けた乾燥・半乾燥地におけるコマースシャルフォレストリーの促進
 - ③ 民間企業によるコマースシャルフォレストリーを通じた改良メリアの普及支援
 - ④ 乾燥・半乾燥地における苗木等生存率と商用植林のモニタリング
- 4) 地域協力
- ① TICAD8 に向けた AI-CD 及びその他の後継イニシアティブの実施
 - ② AI-CD 及び後継イニシアティブに基づく（各国による）事業形成と実施の支援
 - ③ 特定の技術と実践に向けた能力開発
 - ④ ケニア国内外への知識共有
 - ⑤ 現在までに KEFRI/JICA が開発した技術の文書化と共有

6-3. 調査対象地への渡航

本業務については、現地渡航して実施することを想定し、これについて、発注者と受注者で協議する。現地渡航を行う場合の旅費等の直接経費については、発注者の内部規程等に基づき、発注者が負担する。ただし、新型コロナの影響によっては、遠隔による調査に切り替える可能性がある。なお、令和3年1月8日の決定による検疫措置（日本入国時の14日間の公共交通機関不使用と自宅又は宿泊施設での待機等）が継続される場合には、現地渡航は見合わせる予定。

6-4. 本調査の日本側実施体制

本調査の日本側実施体制（団員構成）は、以下を想定する。

- 団長（協力企画兼務）： JICA
- 気候変動政策： JICA
- 評価分析： 本コンサルタント

※団長は、協力企画の業務も担う。

※この他、森林政策等分野団員の参団の可能性あり。

6-5. 業務履行の確認プロセス

本業務は、ケニア国「ランドスケープの回復と持続的森林管理を通じたコミュニティの気候変動レジリエンスの強化プロジェクト」の詳細計画策定調査の一環として、発注者が作成する報告書の一部を取りまとめることを目的としているため、業務履行に当たっては、十分発注者と協議すること。

なお、特に以下の段階においては、必ず発注者と打合せを行ったうえで、完了した業務内容とその後の業務方針について確認を得ることとする。

- (1) ケニア政府及び関係機関への質問票の作成時
- (2) PDM（案）及びPO（案）作成時
- (3) 事業事前評価表（案）及び詳細計画策定調査報告書（案）作成時

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を含む案件計画に必要な業務を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2021 年 5 月上旬～5 月中旬）
 - ① 要請背景・内容・案件概要案を把握する（要請書、案件概要案、関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
 - ② 過去の日本・JICA 協力の内容や成果を把握する（特に直近の 2 案件）。
 - ・ 林業育苗訓練センター設立計画（1985～1986 年、無償）
 - ・ 林業育苗訓練計画（1985 年～1987 年）
 - ・ 社会林業訓練計画 フェーズ 1（1987 年～1992 年）
 - ・ 社会林業訓練計画 フェーズ 2（1992 年～1997 年）
 - ・ 林業育苗訓練センター拡充計画（1993 年、無償）
 - ・ 半乾燥地社会林業普及モデル開発計画（1997 年～2002 年）
 - ・ 半乾燥地社会林業強化プロジェクト（2004 年～2009 年）
 - ・ 気候変動への適応のための乾燥地耐性育種プロジェクト（2012 年～2017 年）
 - ・ 持続的森林管理のための能力開発プロジェクト（2016 年～2021 年）
 ※記載がある以外は技術協力
 - ③ 提案する案件の内容に関するケニア国における関連政策及び主要な関連プログラム等（ドナー支援によるものを含む）を収集・分析する。これには、以下のものを含む。なお、現在のところ特定のパイロット地域は特定されていない。
 - ・ 森林、生物多様性、気候変動政策（緩和策・適応策）、関連分野への民間セクターの参入や連携状況（ケニア国内及び日本企業を中心に）、ジェンダーへの取組等

- ④ 担当分野にかかる対処方針(案)を検討する。
- ⑤ 現地調査で収集・確認すべき情報を検討する。
- ⑥ PDM(案)・PO(案)(英文)、リスク管理チェックリスト及び事業事前評価表(案)(和文)の担当分野関連部分の作成に協力する。
- ⑦ 要請元機関及び関連機関である環境森林省、ケニア森林公社、ケニア森林研究所等に対する質問表(案)(英文)を作成する。
- ⑧ 他ドナーが実施する関連プロジェクト(国連開発計画(UNDP)、フィンランド、EU等)に関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑨ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間(2021年5月中旬～6月上旬)

- ① JICA ケニア事務所等との打合せを行う。
- ② C/P 機関および関係機関との協議及び現地調査に参加し、関連する政策や計画、それらにおける本プロジェクトの位置づけ、想定する成果、活動、パイロット地域の要件案、実施機関の体制・能力等に関して確認を行う。
- ③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。
- ④ 質問票の回収・関係機関からの聞き取り調査等による面談議事録の作成を行い、事前評価に必要な情報収集を行う。(面談議事録は要点がカバーされていれば詳細である必要はない。)
- ⑤ ①～④を踏まえ、他の団員と協力し、案件の内容を検討する。これには、ケニア政府(主に実施機関)のジェンダー政策や取組を踏まえた当該事業のジェンダー平等や女性のエンパワーメントへの関連性を含む。
- ⑥ PDM(案)(英文)及びPO(案)(英文)を作成する。
- ⑦ 関係者との協議で合意された内容につき、R/D(案)(英文)及びM/M(案)(英文)の取りまとめに協力する。
- ⑧ 評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)(和文)の作成に協力する。
- ⑨ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ケニア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2021年6月上旬～6月中旬)

- ① 事業事前評価表(案)(和文)及びリスク管理チェックリストに関し、担当分野の情報を整理・分析した結果をインプットする。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文、議事録含む)を作成し、全体取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021年6月14日までに提出。

次のものを電子データにて提出すること。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）※目次案以下
- ② PDM 及び P0 の最終案（英文）
- ③ 協議・面談議事録
- ④ 収集資料一式

(詳細計画策定調査報告書目次案)

地図・写真

略語表

事業事前評価表案（和文）

第1章 調査概要

1-1 調査目的と背景

1-2 調査団構成

1-3 調査日程

1-4 主要面談者

第2章 調査結果

2-1 協議結果 ※ PDM・P0 に示される上位目標～活動までの和文記載含む

2-2 案件実施体制等

第3章 事業事前評価結果

3-1 妥当性

3-2 有効性

3-3 効率性

3-4 インパクト

3-5 持続性

3-6 留意事項

第4章 団長所感（JICA で作成）

<付属資料>

1 協議議事録（Minutes of Meetings）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）」

に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ケニア⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は2021年5月17日～6月3日を予定しています。
本業務従事者は、JICAの調査団員（気候変動政策）と同時に現地調査の開始を予定していますが、場合によっては、先行し開始していただく可能性があります。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
ア) 団長（JICA）※協力企画の役割を兼ねる
イ) 気候変動政策（JICA）
ウ) 評価分析（本コンサルタント）
この他、森林政策等（未定）が参団する可能性あり。
 - ③ 便宜供与内容
JICAケニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
ア) 空港送迎：あり
イ) 宿舎手配：あり
ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります）。
エ) 通訳備上：なし
オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
カ) 執務スペースの提供：必要に応じ、ケニア事務所の会議室等を確保予定。
- (2) 参考資料
 - ① 本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部森林・自然環境グループ自

然環境第二チームにて配布します。（担当：三浦（電話 03-5226-9534、Miura.Mari@jica.go.jp））

※メールへの返信が2営業日以内でない場合は電話での確認をお願いします。

- 本要請案件に関する要請書及び調査票
- ケニア国「REDD+実施支援プロジェクト（現「持続的森林管理のための能力開発プロジェクト」）」詳細計画策定調査報告書（2015年11月）
- ケニア国「持続的森林管理のための能力開発プロジェクト中間レビュー及びAI-CD協議報告」（2019年4月、現地作成報告書（英文含む））

② 本業務に関する以下の資料がJICAもしくはJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ケニア国持続的森林管理のための能力開発プロジェクト
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1500406/index.html>
- ケニア国気候変動への適応のための乾燥地耐性育種プロジェクト
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1103746/index.html>
- サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-CD）
<http://aicd-africa.org/>

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所及び在ケニア日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上